

7月1日から

福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や障害のある方、母子家庭、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんが気軽に受診できるよう、医療費の一部を県や市で助成する制度です。

今回、「福祉医療費受給者証」の更新に伴い、7月1日から福祉医療制度を改正します。

《問合せ》市民課国保医療係・各総合支所市民生活課

主な改正内容

市民税（地方税法）の改正（表紙掲載）に伴い、老人医療の対象となる所得制限の市民税非課税者を改正しました。

また、乳幼児医療の所得基準額は、児童手当制度の改正に伴い、4月1日から改正されています（市広報4月25日号掲載）。

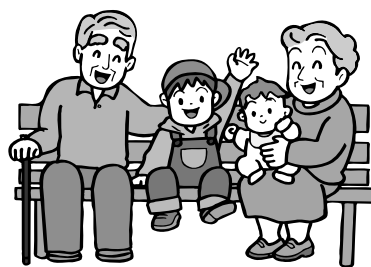
なお、各種福祉医療制度の対象者・一部負担金などについては、下表をご覧ください。

受給者証は

6月下旬に郵送

現在、お持ちの「福祉医療費受給者証」は、6月30日までの有効期限です。

現在受給中で審査の結果、



各種福祉医療制度の対象者・一部負担金など

太字（網掛け）は、平成18年7月1日からの改正点

福祉医療名	対象者	所得制限（平成17年中の所得）	一部負担金
老人医療	65歳以上69歳以下の方	<ul style="list-style-type: none"> 対象者本人が市民税非課税の方 対象者本人が高齢者にかかる市民税非課税措置の見直しによる経過措置を受けている方 （課税所得が145万円以上ある65歳以上の方と同一世帯の場合は対象となりません）	要した医療費の2割 （世帯の所得状況に応じた負担限度額あり…表3参照）
乳幼児医療	0歳～義務教育就学前の乳幼児	0歳児は所得制限なし 1歳以上は表2の基準額未満	外来：1つの医療機関当たり1日700円まで、 月2回(1,400円)の負担 入院：1割負担、 1カ月の限度額2,800円
重度障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級の方 療育手帳A判定の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 	表1の基準額未満	
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の該当者で65歳以上の方		
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> 母などと18歳以下の児童 遺児（両親のいない18歳以下の児童） ※ただし、20歳以下で次の①～④に該当する方も対象となります。 ①高等学校・中等教育学校・盲学校・聾学校・養護学校に在学中の方 ②高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの方 ③専修学校の高等課程に在学中の方（高等学校卒業者は除く） ④外国人学校に在学中の方	表2の基準額未満	外来：1つの医療機関当たり1日500円まで、 月2回(1,000円)の負担 入院：1割負担、 1カ月の限度額2,000円

引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。また、所得制限などにより該当しなくなった方には、非該当の通知書を郵送します。

新たに受給資格を有した方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、国保窓口で申請してください。

- ① 昨年まで所得制限などにより非該当となっていたが、平成17年中の所得から該当する方
- ② 他市町から転入して、まだ申請手続きが済んでいない方

※申請手続きには、印鑑、健康保険証、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童扶養手当証書（所持者のみ）が必要です。

所得課税証明書の提出が必要な方

次に該当する方は、所得課税証明書の提出が必要です。
① 対象者の扶養義務者が市外に在住している場合は、扶

養義務者の平成18年度の所得課税証明書（平成17年中の所得）が必要です。

- ② 平成18年1月2日以降に本市へ転入された方は、本人、配偶者、扶養義務者の平成18年度の所得課税証明書（平成17年中の所得）が必要です。

※福祉医療制度の受給資格審査については、平成17年中の所得額が必要となりますので、申告されていない方は早急に税務課で申告を済ませてください。

その他の特記事項

● 老人医療の所得制限変更について

高齢者にかかる市民税非課税基準の見直しに伴う経過措置を受けられる対象者についても、老人医療の所得基準該当となります。

● 兵庫県以外の受診について

兵庫県以外の保険医療機関などでは、医療受給者証は使用できませんので、健康保険証のみで受診後、領収書などを添付し、国保窓口で申請していただくことにより福祉医

療費を助成します。

● 薬局でも一部負担金が必要となる医薬品は、一部負担金が必要ですので薬局でも必ず受給者証を提示ください。

● 老人医療の負担限度額について

外来の場合、同一月内に支払った医療費の合計が負担限度額（表3A）を超えた場合、申請により超過した分を返金します。

入院の場合、負担限度額（表3B）に達した時は、その後の自己負担はありません。

● 障害者・高齢障害者・母子家庭等・乳幼児医療の入院費について

障害者、高齢障害者、母子家庭等、乳幼児の各医療の受給者で、連続して3カ月入院した場合に4カ月目以降の一部負担金はありません。

● 低所得者について

各医療の受給者または、所得制限の対象になる方の所得が一定の基準に満たない場合には、一部負担金が軽減されます。（詳しくは表4をご覧ください）

表1 障害者、高齢障害者医療の所得基準額

扶養親族数	本人の所得	扶養義務者などの所得
なし	360万4千円	628万7千円
1人	398万4千円	653万6千円
2人	436万4千円	674万9千円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算した額	1人増すごとに21万3千円を加算した額

※上記表1、表2の金額は、社会保険料控除などの所得控除後の金額です。なお、母子家庭などで、養育費を受けているときは、その額も所得に算入します。所得控除の詳細については、国保窓口へ問い合わせください。

表2 母子・乳幼児医療の所得基準額

扶養親族数	扶養義務者などの所得	
	母子家庭等	乳幼児
なし	192万円	532万円
1人	230万円	570万円
2人	268万円	608万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算した額	1人増すごとに38万円を加算した額

表3 老人医療の負担限度額

区分	自己負担限度額	
	A 外来（個人単位）	B 外来＋入院（世帯単位）
一般	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税である受給者
・世帯の課税者が高齢者にかかる市民税非課税措置の見直しによる経過措置を受けている場合の非課税者
低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する受給者

表4 低所得者の福祉医療一部負担金

医療名	低所得者の一部負担金	
老人	外来	1割（月限度額8,000円）
	入院	1割（月限度額15,000円）
乳幼児	外来	1日500円まで月2回（1,000円）
	入院	1割（月限度額2,000円）
障害者、高齢障害者、母子家庭等	外来	1日300円まで月2回（600円）
	入院	1割（月限度額1,200円）

低所得者…各医療の受給者本人と所得制限の対象者の両方が市民税非課税者で、それぞれの方の所得が一定基準以下の世帯に属する受給者